

地域ブランド品販路拡大・地域活性化推進事業実施要領

「地域ブランド品販路拡大・地域活性化推進事業」に取り組むための経費に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、南相馬市農林水産業振興事業補助金交付要綱及び南相馬市補助金等の交付等に関する規則に定めるもののほか、この要領に定めるところにより実施するものとする。

（目的）

第1条 本事業は、市内で生産された農林水産物や6次産業化商品の販路拡大等を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）6次産業化とは、1次産業としての農林水産業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業などの事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組をいう。（農林漁業者と商工業者が相互の強みを活かして、新商品・新サービスの開発や、需要開拓を行う「農商工連携」も含む。）

（事業内容等）

第3条 本事業の事業内容等は、別表1から3に定めるとおりとする。

- 2 本事業は、同一年度1回限りの補助とする。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 本事業以外の補助金等を交付され、または交付の決定を受けている場合は、当該補助事業に該当しないものとする。

（補助対象期間）

第4条 本事業の補助対象期間は、補助申請年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。

（補助申請）

第5条 本事業の事業実施主体は、補助申請をするとき、補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）事業実施計画書（様式第1－1号）
- （2）その他市長が必要と認める書類（見積書等）

(実績報告)

第6条 本事業の事業実施主体は、補助金実績報告をするとき、補助金実績報告書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実施実績書(様式第1-1号)
- (2) その他市長が必要と認める書類(領収書等)

(その他)

第7条 その他、この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成29年8月3日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年6月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年10月16日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

事業区分	事業実施主体	対象事業	補助対象経費
販路開拓等支援事業	市内に住所を有する1次産業者、2次産業者、3次産業者、1次産業者が組織する団体等	(1)市内で生産された農林水産物の販路開拓等のために行う事業 (2)市内で生産された農林水産物を原材料として6次産業化商品の販路開拓等のために行う事業	(1)報償費 (2)旅費 (3)需用費 (4)役務費 (5)委託料 (6)使用料及び賃借料 (7)負担金 (8)その他、当該事業に必要と認める経費

別表 2

対象事業	内 容
(1)市内で生産された農林水産物の販路 開拓等のために行う事業 (2)市内で生産された農林水産物を原材 料として 6 次産業化商品の販路開拓等 のために行う事業	(1)展示会等への出展 (2)販路開拓のための広報 (3)その他、販路開拓に寄与する事業

別表 3

補助対象経費	内 容
共通	事業の執行にあたり必要な経費のみ対象とする 実績の確認が困難な経費は対象外とする 事業終了後の継続使用が可能な汎用性の高い物品及び収益が生じ る経費等は補助対象外とする
(1)報償費	役務の提供等によって受けた利益に対する代償 例：コンサルタントを依頼した場合の謝金
(2)旅費	交通費、宿泊料の実費額、高速通行料金、駐車料金 対象外：出張手当、自動車の燃料費、交通系 I C カードのチャージ 代等
(3)需用費	消耗品費、印刷費、光熱水費 例：パンフレット・パッケージ作成費、新商品の追加によるパンフ レット・パッケージの改良費 対象外：デジカメ、使用目的が証明できないコピー代等
(4)役務費	輸送費、郵便代、広告料、手数料 対象外：振込手数料、租税公課、通話料、保険料等
(5)委託料	特殊な技術、設備を必要とし、あるいは高度の専門的知識を必要と する業務を他の者に委託して実施させた場合の経費 例：デザイン料、ホームページ・E C サイトの作成費、新商品の追 加によるホームページ・E C サイトの改良費
(6)使用料及び 賃借料	賃借料、展示会・イベント出展料 対象外：取引によって発生するロイヤリティ等
(7)負担金	展示会、イベント出展に係る経費